

保育内容総論

岸井勇雄・無藤 隆・湯川秀樹
[監修]

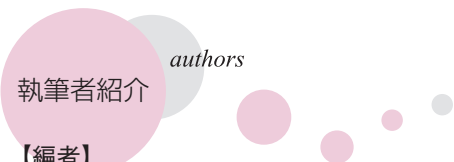
塩 美佐枝
[編者]

児嶋雅典・師岡 章・二見素雅子・岡田耕一・阿部真美子・湯川秀樹
守隨 香・入江礼子・松田好子・鈴木照美・日浦直美・林 友子・高梨珪子
[著]

第四版

同文書院

見本



執筆者紹介

authors

【編者】

塩 美佐枝（しお・みさえ）

聖徳大学特任教授

【著者】 *執筆順

児嶋雅典（こじま・まさのり） / 第1章

松山東雲女子大学特任教授

師岡 章（もろおか・あきら） / 第2章

白梅学園大学教授

二見素雅子（ふたみ・すがこ） / 第3章

元大阪キリスト教短期大学教授

岡田耕一（おかだ・こういち） / 第4章

聖徳大学短期大学部教授

阿部真美子（あべ・まみこ） / 第5章

聖徳大学大学院教授

湯川秀樹（ゆかわ・ひでき） / 第6章

文部科学省初等中等教育局 視学官

（併）幼児教育課 教科調査官

守随 香（しゅずい・かおり） / 第7章

共立女子大学教授

入江礼子（いりえ・れいこ） / 第8章

共立女子大学教授

松田好子（まつだ・よしこ） / 第9章

大阪芸術大学短期大学部通信教育部保育学科特任講師

石川県立保育専門学園非常勤講師、金沢星稜大学非常勤講師

鈴木照美（すずき・てるみ） / 第10章

愛知教育大学非常勤講師

日浦直美（ひうら・なおみ） / 第11章

関西学院大学教授

林 友子（はやし・ともこ） / 第11章

帝京科学大学教授

高梨珪子（たかなし・けいこ） / 第12章

高崎健康福祉大学 教職支援センター長



第四版改訂にあたって

今、日本社会は、急激な人口減少、少子高齢化の進行、労働力の不足などの社会問題が深刻化しています。このような現状を踏まえて、経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会を目指して、内閣府は、日本の近未来の姿として「Society 5.0」社会の構築を提唱しました。それは、今までにない価値を生み出し、さまざまな課題や困難を克服して希望のもてる社会、世代を超えて互いに尊重しあえる社会、一人ひとりが快適で活躍できる社会、それらを目指して社会の変革を進めようとするものです。

このような社会を構築するために、知識の獲得にとどまらず、自ら課題を発見し、解決する力や創意、工夫して新たな価値を生み出すことができる人材の育成が求められています。

この変革の流れの中で、幼児を取り巻く環境も急激に変化し、幼児期の生活に影響をおよぼしています。夜型の生活リズム、室内中心の生活、体験の不足、長時間の集団生活、育児不安の増大、虐待の増加などが懸念されています。人格形成の基礎となる幼児期の教育はどうあるべきか、どのような生活が未来を創る子どもたちに必要かについて、さまざまな視点から検討されてきました。

本改訂は、今回の「幼稚園教育要領」、「保育所保育指針」、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」の改訂をふまえて、執筆者に検討を加えていただきました。学生が、主体的に、アクティブに学習を深める手がかりとして、本書を活用していただきたいと思います。

本書が、幼児教育・保育の充実に貢献し、保育者養成に役立つことができれば幸いです。

2019年3月

編者 塩 美佐枝

目次

はじめに	i
改訂にあたって	ii
第四版改訂にあたって	iii

第1章 保育内容の考え方 1

1. 新「幼稚園教育要領」と保育内容 1
2. 保育内容とは 2
3. 保育内容の考え方 13
4. 望ましい育ちと保育内容 17
5. 小学校の教科と保育内容 26

第2章 保育内容の変遷 31

1. 社会の変化と保育内容との関連 31
2. 幼稚園における変遷 42
3. 保育所における変遷 46
4. 認定こども園における変遷 48
5. 学校教育としての幼稚園教育 51

第3章 「幼稚園教育要領」にみる保育内容 55

1. 教育内容の基本 55
2. 5領域の内容 64
3. 子どもや社会の変化に対応する保育内容 72

第4章 「保育所保育指針」にみる保育内容 81

1. 「保育所保育指針」の改定—新しい保育の始まり 81
2. 保育指針とはなにか 81
3. 保育所の目的と役割 82
4. 保育所保育の目標 83
5. 保育所における保育内容の構成 86
6. 乳幼児保育に関わるねらい及び内容 90

第5章 「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」にみる保育内容 97

1. 認定こども園の増加 97
2. 新たな幼保連携型認定こども園の誕生 97
3. 「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」の策定、告示 98
4. 「教育・保育要領」における教育および保育の基本と目標 99
5. 「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」の改訂 102

第6章 環境を通して行う教育・保育 107

1. 環境を通して行う教育・保育の意義 107
2. 保育内容としての遊び 115
3. 主体的な活動と環境の構成 118

第7章 保育内容と計画 127

1. 子どもが自ら選んだ遊びとしての保育内容 127
2. 子どもの主体性と保育の計画 132
3. 一人ひとりにとっての園生活の意味 135

第8章 幼稚園における教育課程と指導計画 139

1. 幼稚園と教育課程 139
2. 教育課程の役割 140
3. 教育課程の具体的な編成手順について 142
4. 教育課程編成上の基本的事項と留意事項 144
5. 小学校との接続 145
6. 教育課程と指導計画 147
7. 指導計画を作成するために 148
8. 指導計画作成上の留意事項について 150
9. 幼児理解に基づいた評価の実施 154

第9章 保育所における保育の全体的な計画と指導計画 165

1. 保育の計画 165
2. 教育と養護の視点から 171
3. 乳児の保育 179

-
- 4. 長時間保育 188
 - 5. 評価と改善 194

第10章 認定こども園における全体的な計画と指導計画 197

- 1. 認定こども園の概要 197
- 2. 認定こども園における全体的な計画 199
- 3. 認定こども園における指導計画 210

第11章 一人ひとりの幼児にとっての保育 221

- 1. 保育者の役割 221
- 2. 保育のしくみと幼児理解 224
- 3. 具体的な援助 227
- 4. カウンセリング・マインドと保育 229
- 5. 特別な配慮を必要とする幼児への指導 232
- 6. チーム保育の考え方 234

第12章 教育課程外の実育活動 237

- 1. 「教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動」の必要性 237
- 2. 子どもの生活の連続性と教育活動の内容 240
- 3. 教育活動の計画とふさわしい指導のあり方 242
- 4. 家庭・地域との連携 248
- 5. 子育ての支援 250
- 6. 全体的な計画の必要性 250

索引 252



「幼稚園教育要領」にみる保育内容

- 〈学習のポイント〉
- ① 学校教育全体の中での幼稚園の位置づけを理解しよう。
 - ② 幼稚園教育の基本と幼稚園教育において育みたい資質・能力の関係を考えてみよう。
 - ③ 幼児期の終わりまでに育ってほしい姿と5領域の内容との関係を考えてみよう。
 - ④ 「社会に開かれた教育課程」の具体的な保育内容について話し合ってみよう。

1. 教育内容の基本

1 「日本国憲法」から「幼稚園教育要領」まで

2018(平成30)年改訂・施行の「幼稚園教育要領」には、新しく前文が挿入された。幼稚園教育が、「日本国憲法」に則り行われているということを改めて明文化し、保育者がそのことを意識して保育を行うことを目指している。

では、「日本国憲法」のどこに教育について書かれているだろうか。それは、第23条の学問の自由と、第26条の教育を受ける権利と受けさせる義務である。学問の自由、教育を受ける権利と受けさせる義務という理念を受けて、「教育基本法」が定められている。「教育基本法」は、1947(昭和22)年に制定され60年間変更されずにいた。しかし、条文内容が社会状況に適合しなくなったので、2006(平成18)年に全面的に改正された。「幼稚園教育要領」前文では、ここに掲げられている教育の理念を再度掲載し、強調している。

教育基本法

第1条 教育の目的及び理念

教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

第2条 教育の目標

教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

一 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。

二 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。

三 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に

仕方などに気づき、感じたことや考えたことを自分で表現したり、友達同士で表現する過程を楽しんだりし、表現する喜びを味わい、意欲をもつようになる。

2. 5領域の内容

「幼稚園教育要領」の第2章では、「学校教育法」第23条の目標に基づいて5領域の「ねらいと内容」が述べられている。各領域の「ねらい」は、幼児が生活を通して発達していく姿をふまえ、幼稚園教育において育みたい資質・能力を幼児の生活する姿からとらえたものである。「内容」は、「ねらい」を達成するために保育者が指導し、幼児が身につけていくことが望まれるものである。また、指導にあたって特に留意することを「内容の取扱い」として示している。言い換えると、これらの事項は、保育者が幼児の生活を通じて総合的な指導を行う際の視点、幼児の関わる環境を構成する場合の視点ともいえる。

それぞれの領域について基本事項をおさえながら、変化する現代社会の状況に対応するために改訂されたポイントを学んでいこう。

1 健康：健康な心と体を育て、 自ら健康で安全な生活をつくり出す力を養う

ねらい

- (1) 明るく伸び伸びと行動し、充実感を味わう。
- (2) 自分の体を十分に動かし、進んで運動しようとする。
- (3) 健康、安全な生活に必要な習慣や態度を身に付け、見通しをもって行動する。

領域「健康」では、生涯を通じて健康で安全な生活を営む基盤を育成することをねらいとしている。幼稚園生活の中で、自己を十分に発揮して能動的に環境と関わり、自己を表出しながら生きる喜びを味わう中で、内容に示されている事項を身に付けていくよう、保育者は総合的指導、環境構成を考えなければならない。

「内容」や「内容の取扱い」のポイントは以下のようなものである。

(1) 心身ともに健康に育つ

心身ともに健康に育つためには、保育者との信頼関係を基盤として、幼稚園内で安心感をもって行動するなど、幼児の情緒的安定が基礎となる。そして、多様な遊びの中で楽しんで体を十分動かすこと、戸外で遊ぶ経験を積むことが望まれている。そこで「内容の取扱い」では、安全して遊べる公園の減少や通園路のさ

さまざまな危険が増加したことなどの社会的背景から、「十分に体を動かす気持ちよさを体験し、自ら体を動かそうとする意欲が育つように」が強調されている。

次に、2008（平成 20）年度改訂で追加された食育に関する事項がある。これは、現代の子どもたちの就寝時間が遅いなど、生活習慣のみだれにともなって食習慣がみだれ、またさまざまな要因から食べることに喜びがない子どもが見受けられるようになってきたことなどを受けている。「内容の取扱い（4）」にあるように、「和やかな雰囲気の中で教師や他の幼児と食べる喜びや楽しさを味わったり様々な食べ物への興味や関心をもったりする」ことにより、食べる意欲がわくように指導することが大切である。

（2）基本的な生活習慣を身につけ自立する

健康な生活のリズムを身につけ基本的な生活習慣の習得を通して身体的自立を図ることと、自分たちで生活の場を整えることができるようになるなどの精神的自律を意味する。特に、精神的自律の面では、自分で「見通しをもって行動する」ことができるようになることが、2018（平成 30）年改訂によってねらいの文言に追加された。「内容の取扱い」で強調されていることは、「基本的な生活習慣の形成に当たっては、家庭での生活経験に配慮」することである。これは、非常にさまざまな生活形態が現代にはあり、それにともない家庭環境の違いから幼児の生活リズムや生活習慣が多様化し、また異文化を背景にまったく異なる生活習慣を身につけた幼児の増加などの実態に対応したものである。生活習慣の確立は後々の人生への影響が大きい。幼児が無理なく主体的に身につけられるよう、気長に日常的に指導する必要がある。

（3）健康、安全な生活を営むための方策を学ぶ

自分の健康のための清潔や栄養への関心、病気への関心などを高める保育内容が求められている。また、災害避難時の行動や交通安全の習慣、犯罪から身を守る対処法なども、安全な生活には欠かせない。徐々にその意味や大切さがわかるようにし、多様な避難訓練、交通安全指導なども日常的に行うことが必要である。

2 人間関係：他の人々と親しみ、支え合って生活するために、自立心を育て、人と関わる力を養う

ねらい

- （1）幼稚園生活を楽しみ、自分の力で行動することの充実感を味わう。
- （2）身近な人と親しみ、関わりを深め、工夫したり、協力したりして一緒に活動する楽しさを味わい、愛情や信頼感をもつ。
- （3）社会生活における望ましい習慣や態度を身に付ける。

6. 乳幼児保育に関わるねらい及び内容

保育所における保育は、「保育所における環境を通して、養護及び教育を一体的に行うこと」を特性としている。保育指針「第2章 保育の内容」においては、保育所の保育の内容として主に教育の視点からの「ねらい」と「内容」が示されているが、養護と教育が一体となった保育を行うことが重要である。

保育所では、表4-3に示しているように、養護と一体となって行われる教育のねらいと内容が乳児保育、1歳以上3歳未満児の保育、3歳以上児の保育に分けて示されている。保育所においては、乳児期からの教育の積み上げを大切にしているのである。

表4-3 保育所の役割

教育・5領域	[3歳以上児] ・健康・人間関係・環境・言葉・表現（幼稚園・幼保連携型認定こども園と同様）	
	[1歳以上3歳未満児] ・健康・人間関係・環境・言葉・表現	
	[乳児] ・身体的発達に関する視点 ・社会的発達に関する視点 ・精神的発達に関する視点	
養護	[生命の保持] ・4つのねらい ・4つの内容	[情緒の安定] ・4つのねらい ・4つの内容

1 乳児保育に関わるねらい及び内容

乳児期においては、心身両面において、短期間に著しい発育・発達が見られるが、子どもの心身の発達はまだ未分化な状況である。この時期は、生活や遊びが充実することを通して、子どもの身体的・社会的・精神的発達の基盤を培うことが重要である。そこで、保育内容として「健やかにのびのびと育つ」「身近な人と気持ちが通じ合う」「身近なものに関わり感性が育つ」という視点が導かれる。

乳児保育に関わるねらい及び内容

身体的発達に関する視点⇔健やかに伸び伸びと育つ

健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活をつくり出す力の基盤を培う。
○3つのねらい ○5つの内容

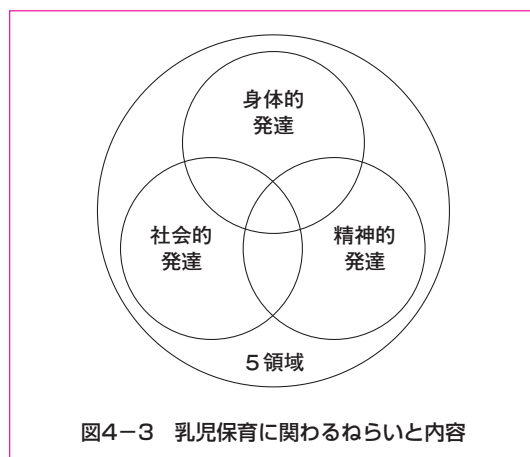
社会的発達に関する視点⇔身近な人と気持ちが通じ合う

受容的・応答的な関わりの中で、何かを伝えようとする意欲や身近な大人との信頼関係を育て、人と関わる力の基盤を培う。
○3つのねらい ○5つの内容

精神的発達に関する視点⇔身近な物と関わり感性が育つ

身近な環境に興味や好奇心をもって関わり、感じたことや考えたことを表現する力の基盤を培う。
○3つのねらい ○5つの内容

乳児期は、3つの発達の視点から、9つのねらいと15の内容で教育が行われる。ここで注目すべきことは、保育指針では、乳児の発達のすばらしさと乳児の教育を重視していることである。言うまでもなく、乳児期は養護的な関わりが重要であるが、そこに教育の大きな可能性があることを忘れてはいけない。9つのねらいと15の内容は、子どもを「主語」にした表現であるが、これらは子どもの発達の姿を示している。そしてこれらの発達が満たされることにより、次の段階へとつながっていくのである。



2 1歳以上3歳未満児の保育に関わるねらい及び内容

乳児期に身体的・社会的・精神的発達の基盤が培われた子どもに対して、1歳以上3歳未満児の保育の「ねらい」及び「内容」として「健康」「人間関係」「環境」「言葉」「表現」の5つの領域（5領域）による保育（教育）が行われる。子どもの発達は諸側面が密接に関連し合うものであるため、各領域のねらいは相互に結びついているものであり、内容は子どもの実際の生活と遊びにおいて総合的に展開されていく。

1歳以上3歳未満児の保育に関わるねらい及び内容

5つの領域に関する学びが大きく重なり合いながら、生活や遊びの中で育まれていく

健康	心身の健康に関する領域	3つのねらい・7の内容
人間関係	人との関わりに関する領域	3つのねらい・6の内容
環境	身近な環境との関わりに関する領域	3つのねらい・6の内容
言葉	言葉の獲得に関する領域	3つのねらい・7の内容
表現	感性と表現に関する領域	3つのねらい・6の内容

この5領域の保育の内容は、乳児保育の3つの視点及び3歳以上児の保育の内容における5領域と連続するものである。「幼稚園教育要領」では、3歳以上児

20××年度

5歳12月の生活 ねらい ・友達と共通のイメージをもち、思いや考えを出し合いながら遊ぶ楽しさを味わう。
 ・園生活への見通しをもち、自分たちで生活を進めていこうとする。

行 事	体位測定 (10) , お誕生会・お楽しみ昼食会 (12) , 午前保育開始 (13~) , 親子餅つき大会 (14) ,
環境構成	自分たちで遊びを進めていけるように クリスマスが楽しめるように (友だちといっしょに) クリスマス飾りの材料 クリスマスカードの材料 ツリー・リース 目標をもってがんばり、やりぬこうとするように ・サッカーボール, サッカーゴール, 六角・フープ ・積み木, ブロック ・スカート, ドレス, タキシード, ネクタイなど衣裳 ・あやとりの糸・色セロファン・スクリーン・型紙
幼児の生活	友だちと誘い合ってみんなで遊ぶとたのしいな いろいろな人のおはなしをきこう! はつげんしよう! 帰りの集いなどで 絵本, かもくちょうゲーム ○のつくものな〜んだ? ことばあそび クリスマス たのしみ♥ 製作面では じっくりとりくもう!! マフラー編み, ゆきのけっしょうづくり ゆび編み, マスコットづくり 目標をもって取り組もう 体を動かすってきもちいい 運動面 では なわとび, マラソン, 竹馬 とび箱, マット (前・後転) ・集団で行うゲーム かんけり, どろけい, ドッジボール, オセロゲーム, 鬼ごっこ, 花いちもんめ, サッカー (まとあてサッカー) ・積み木をつかって ・リズムにのってゲーム 基地づくり プレゼントおに カミナリおに ・衣裳をつけてごっこあそび ・影絵で遊ぶ
援 助	・寒くなり室内での遊びが多くなる中で, 鬼ごっこ, ドッジボールなど戸外で体を使って遊べるように誘いかけ, 一緒に遊んだりする。 ・ルールがわからない子がいるゲームでは, 自分たちでやさしく教え合ったり, やって見せたりと, 一緒に楽しめるように。 ・思いどおりに活動が進まない, 友だち関係でのトラブル 自分たちで解決していけるように言葉かけ。 ・帰りの集いの充実 時間をできるだけゆったりととして, 人の話をじっくりと聞く姿勢がとれるように, また, 人の前で発言するよろこびを知らせていく。 ・できるようになったことを一緒に喜んだり, がんばっている姿を周囲に知らせたりする。友だち同士喜び合ったり, 認め合ったりする気持ちが育てていけるように。
内 容	・ストーリーのあるものを身体で表現, 楽器をつかって, 衣裳をつけてのごっこ遊びなど様々な表現活動を通して, 表現する楽しさを味わったり, イメージを豊かにしたりする。 ・自分たちで協力したり, 考えを出し合いな → そこで生じたトラブルを自分たちで解決したり, 乗り越えながら, 集団でルールのある遊びを楽しむ。 えたりして, 保育者の介入なしでも遊びが持続していく。 ・避難訓練での経験を通し, 災害時の行動の仕方がわかり, より安全に気をつけて行動する。 ・自分なりの目標・課題をもって活動に取り組む。

図8-2 5歳児 12月の月間指導計画 (例)

立案者

印

園長印

お楽しみ会＜クリスマス＞（18）、終業式（19）

布、フェルト、まつぼっくり
金、銀紙、クレパス、毛糸、モール
折り紙、型紙、画用紙
綿、ペットボトル、すずらんテープ
ダンボールなど

運動

とび箱、マット
なわとび（マラソン）グラウンド
竹馬、長縄、短縄

製作

ペットボトル、わりばし（編み機）
フェルト、竹ひご、紙粘土、毛糸

正月飾り、門松づくりの
材料

身体をつかって
楽器をつかって
表現あそびが楽しめる
ように

ピアノ・ハーモニカ
絵本

（本物のおとを聞く）
たいこ

お正月が楽しみに
待てるように…

ぞうきん・スポンジ・ほうき
洗剤など掃除用具

クリスマスの飾りづくり
クリスマスカード
大きなクリスマスツリーをつくろう
みんなでクリスマス会

楽器って楽しいね！
身体をつかって表現しよう

生活発表会

どんなことをしようかな？

共通の目的に
向かって…

新春コンサートに向けて
手話ソング♪

ハーモニカに挑戦
物語を読んで身体で表現

親子
おもちつき大会

まちにまった
冬休み
お正月を迎える
準備をしよう

3学期も
たのしみ!!
お正月の飾り
一緒に飾る
つくる

大掃除

個人のもの、クラスのもの、その他園のものの片づけ
整理整頓

リズムに合わせて
身体で音を出そう
タップダンス（たいこ）

オリヅラン
ちゅーりっぷ 水やり

十分な素材・材料の準備（イメージを実現できるように、考えたり、試したりできるものを用意）

一緒に飾り付けをしたり、いろいろな飾りをつくったりしながら、クリスマスを楽しみに待てるように。

一人ひとりの発想を大切に、表現する楽しさが味わえるように認めていく。個々の考えを引き出して、動きのよい子に注目。

他の子を意識しながら活動にとりくめるように。

親子で一緒におもちつき（伝統行事）を楽しめるように。

・正月を迎える気持ちを味わえるように。

・オリヅラン・ちゅーりっぷの水やり、冬から来春に向け、開花を楽しみに世話できるように、植物の生長に気付けるように。

- ・ 帰りの集いなどじっくりと人の話を聞いたり、また人の前で発言することから、生活発表会への意識・期待をもっていく。園生活の流れへの見通しをもっていく。
- ・ もちつき、園内の大掃除、お正月を迎える準備、生活発表会を視野に入れた活動などを通し、新年を迎えることに期待をもっていく。
- ・ 様々な材料を用いてイメージをふくらませ、工夫したり、特徴を生かしながら遊ぶ。
- ・ 冬をむかえ、寒さが厳しくなっていく中で、健康・安全な生活をするために必要なことに気付き自分から行う。

K女子大学幼稚園 上田陽子教諭の提供資料より引用

2 全体的な計画を作成するにあたって

(1) 全体的な計画と指導計画・保育実践

全体的な計画の作成にあたっては、教育および保育を一体的に提供するための創意工夫を生かすことが大切である。そして、園児の心身の発達と家庭、および地域の実態に、素早く、適切に対応する計画となるようにしなければならない。

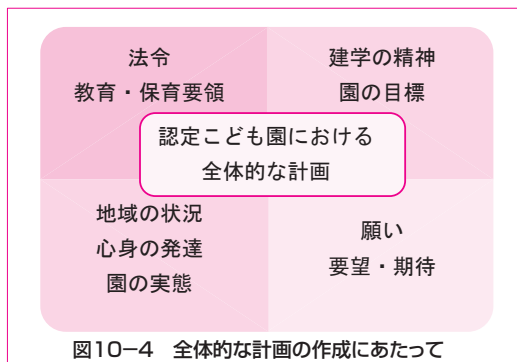


図10-4 全体的な計画の作成にあたって

◎ 調べよう！

幼児期の教育・保育における関係法令には、どのようなものがあるか調べよう！

◎ 具体的に必要な資料や情報について理解しよう。

全体的な計画を作成するにあたって基本的に共通理解しておくために必要な項目について理解しよう。

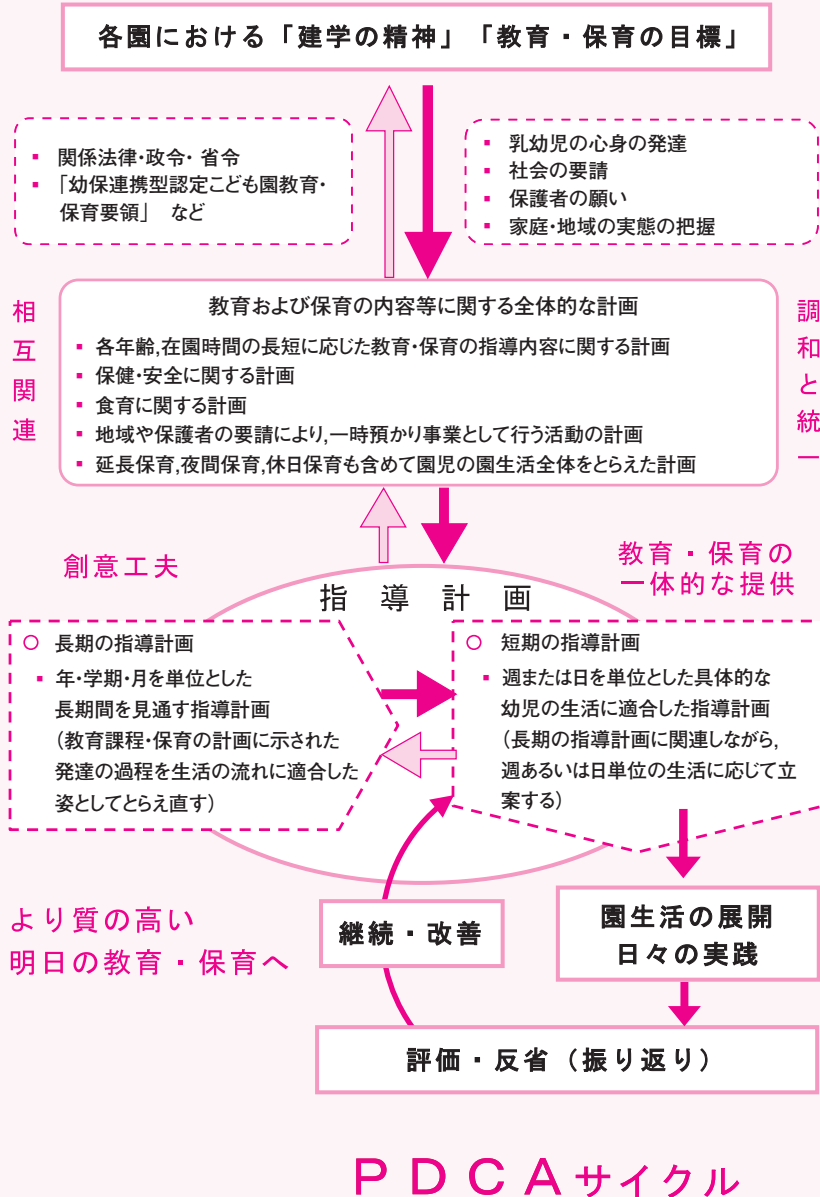
教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画

- 各年齢、在園時間の長短に応じた教育・保育の指導内容に関する計画
- 安全計画、保健計画
- 食育の計画
- 地域や保護者の要請により、一時預かり事業として行う活動の計画
- 延長保育、夜間保育、休日保育も含めて園児の園生活全体をとらえた計画

全体的な計画と長期・短期の指導計画、ならびに日々の保育実践は、次ページの図のように位置づけられ、園において実際の保育が展開し、日あるいは週ごとに振り返り、改善や修正が行われる。そのうえで新たにまた明日の保育につながるという循環のなかで、質の高い保育が展開され、よりふさわしい計画に改善されることが望ましい。



認定こども園における全体的な計画・指導計画・保育実践の関係



◎話し合って確認しよう！
幼児教育におけるPDCAサイクルとはなにか、具体的に理解しよう。

図10-5 全体的な計画や指導計画と保育実践・評価